支援区分

支援区分	対象となる条件	対象外となる条件
区分１	・「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」で対象の可否が「○」となる者	・生活費相当額として十分な水準（240万円以上／年）で、給与・役員報酬等の安定的・固定的な収入を得ていると認められる者※１
区分２	・「留学」の在留資格で日本に滞在する者。 ・「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」で対象の可否が「×」となる者も含む。	・（収入の有無に関わらず）国内外の機関・法人に役員・職員等としての所属がある者（いわゆるアルバイトは除く）
区分３	・生活費相当額として十分な水準（240万円以上／年）で、給与・役員報酬等の安定的・固定的収入を得ていると認められる者のうち、日本の法人格を有する会社法人、国家公務員、地方公務員、企業以外の法人（独立行政法人、財団法人／社団法人、医療法人、NPO法人等）の職員等 ・（収入の有無に関わらず）海外の機関・法人のみに所属し、かつその所属が海外の大学や公的研究機関等の非営利の機関・法人である者	・（収入の有無に関わらず）海外の営利機関・法人のみに所属する者※２ ・海外の政府機関（府省等）に所属する者※３

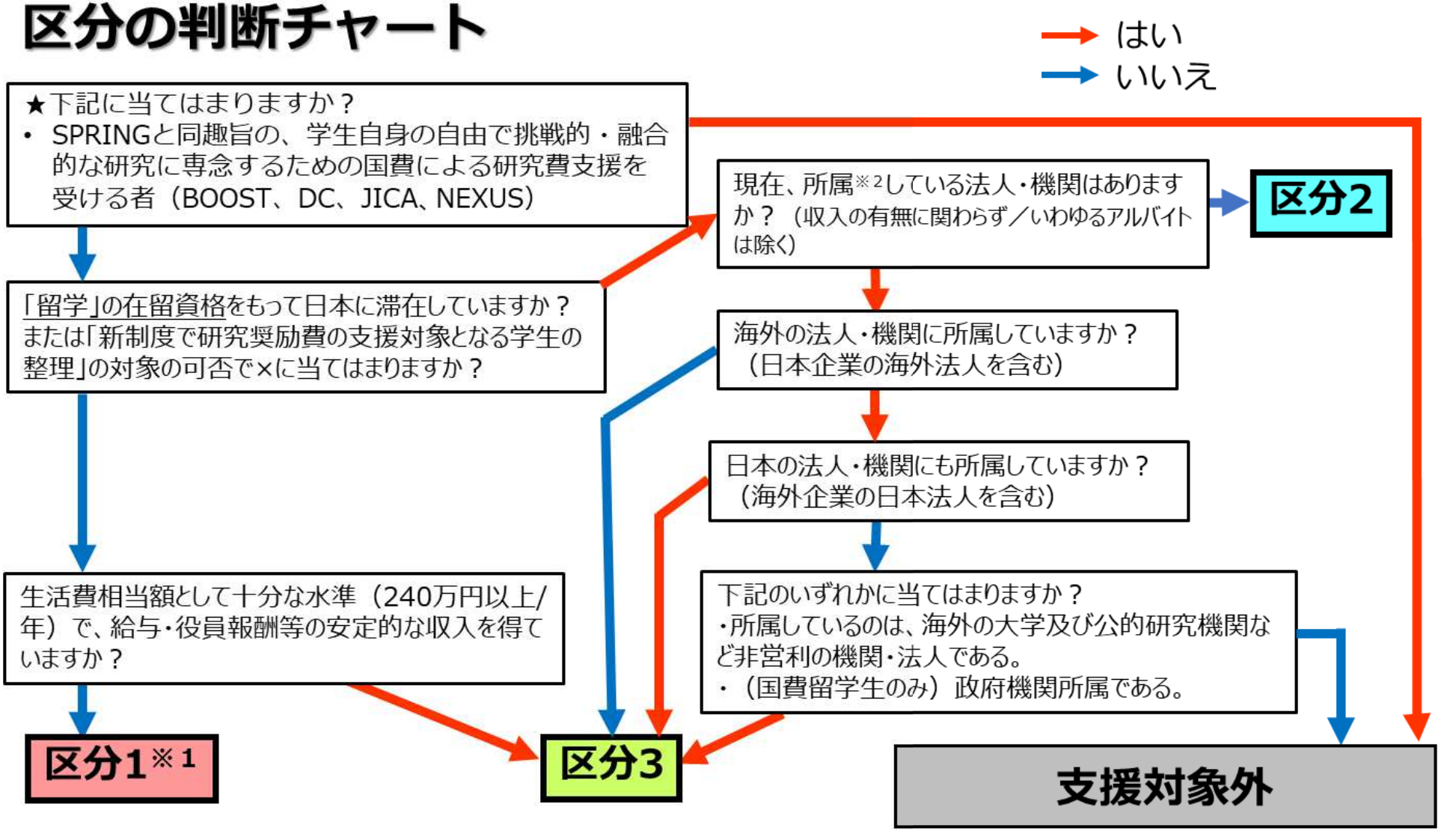
※１　いわゆるアルバイト収入については、安定的・固定的な収入には含めません。TA・RA活動への対価も同様に含めません。
※２　海外の営利機関・法人のみに所属する者であっても、「新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理」で対象の可否が「○」となる者については、区分３で支援することが可能です。
※３　海外の政府機関に所属する者であっても、国費外国人留学生制度の支援を受ける学生については、区分３で支援することが可能です。

新制度で研究奨励費の支援対象となる学生の整理

区分	該当例		在留期間	対象の可否
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人		－	○
②特別永住者 （日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第３条）	入管特例法第３条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者		無期限	○
③永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 （出入国管理及び難民認定法別表第２）	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	○
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	５年、３年、１年又は６月	○
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	５年、３年、１年又は６月	○
④定住者 （出入国管理及び難民認定法別表第２）	一定範囲のインドシナ難民、一定範囲のヴェトナム難民、日系３世、定住者の配偶者、帰化した日本人・永住者・特別永住者・定住者の実子、中国残留邦人及びその子、日本人の実子を扶養する外国人親　など		５年、３年、１年又は６月又は法務大臣が個々に指定する期間（５年以内）	×
	上記のうち将来永住する意思があると認められた者			○
⑤家族滞在 （出入国管理及び難民認定法別表第１）	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能２号、文化活動又は留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など		法務大臣が個々に指定する期間（５年以内）	×
	①上記のうち、下記のいずれにも該当する者 ・国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者 ・日本の小学校等から高校等までを卒業・修了した者 ・大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者			○
	②本邦における在留期間とその他の事情を総合的に勘案して①に掲げる者に準ずると認められた者			
⑥右記の在留資格により在留する者 （出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五）	（１）外交、公用、教授、芸術、宗教、報道 （２）高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、介護、企業内転勤、興行、技能、技能実習 （３）文化活動、短期滞在 （４）留学、研修 （５）特定活動		区分の内容に応じて15日から５年の期間（高度専門職の一部は無制限）	×

支援区分の考え方

区分の判断チャート



※１民間等の給付型奨学金等により年間240万円以上の生活費支援を受けている学生についても併給は妨げませんが、研究奨励費は支援対象外とします。
※２所属とは、博士後期課程学生として在籍する大学以外に役員・職員等として所属している状態を指します。

他事業との重複制限による支援可否

（×：支援不可／△：一部支援可／ ○：支援可）

事項	区分1	区分2	区分3
SPRINGと同趣旨の国費による研究費支援（学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための研究費支援）を受ける学生 例） ・「次世代AI 人材育成プログラム（博士後期課程学生）」の対象学生 ・独立行政法人日本学術振興会の特別研究員 ・JICA留学生 ・「日ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業」若手育成対象者	×	×	×
生活費に係る十分な水準（240 万円以上／年）の民間等の奨学金を得ている学生	△※1	○	
・日本政府から奨学金を得ている留学生（国費外国人留学生制度の対象学生） ・独立行政法人等から奨学金を得ている留学生 ・本国からの奨学金等の支援を受ける留学生		○	△※2
競争的研究費、研究費助成・奨学金等の支援を受ける学生	○※3	○※3	○※3

※１　原則として生活費に係る十分な収入を得ていない学生を対象とするため、民間等の給付型奨学金により240万円／年以上の生活費支援を受けている学生については、区分1で支援する場合は研究奨励費の支援対象外とします。貸与型奨学金については金額の多寡によらず、研究奨励費の支援対象です。なお、区分1で支援を受けた学生は、独立行政法人日本学生支援機構の「特に優れた業績による奨学金の返還免除」の対象から外れることになります。

※２　国費外国人留学生制度の対象学生のうち、政府所属の者は区分3の支援対象です。

※３　競争的研究費については、不合理な重複・過度の集中の排除等を求められます。特に、本事業で研究を遂行するのは博士後期課程の学生であることに鑑み、研究全体のマネジメントや研究費の執行も含め、選抜学生が一人で管理・遂行しきれるかといった観点も考慮してください。複数の研究課題について、研究計画どおり遂行できるのであれば併給を妨げるものではありません。